

令和5年度決算に基づく上越市健全化 判断比率及び資金不足比率審査意見書

上越市監査委員

上監委第 20128 号
令和 6 年 8 月 21 日

上越市長 中 川 幹 太 様

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 丸 山 章

令和 5 年度決算に基づく上越市健全化判断比率 及び資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度決算に基づく上越市健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象（財政指標）

令和 5 年度決算	実 質 赤 字 比 率
同	連 結 実 質 赤 字 比 率
同	実 質 公 債 費 比 率
同	将 来 負 担 比 率
同	資 金 不 足 比 率

第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 29 日から令和 6 年 8 月 21 日まで

第 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された財政指標が法令等に照らし算出過程が正確か、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、かつ、算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は、提出された算定様式を基に、決算書類並びに付属資料との照合、関係職員からの事情聴取等により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された財政指標は、法令に準拠して作成され、正確に表示されていた。また、算定の基礎となった書類等が適正に作成されていることが認められた。

なお、審査の概要は、次のとおりである。

1 総 括

(1) 健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		工業用水道事業清算特別会計	実質赤字比率				
	一般会計等に属する特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
			診療所特別会計					
			介護保険特別会計					
			後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	地方公営企業法適用企業	ガス事業会計				資金不足比率	
			水道事業会計					
			病院事業会計					
			下水道事業会計					
	広域連合・一部事務組合		上越広域伝染病院組合					
			上越地域消防事務組合					
新潟県市町村総合事務組合								
新潟県後期高齢者医療広域連合								
第三セクター等 (損失補償対象団体)		新潟県信用保証協会						

(2) 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回った。

(単位：％)

	3 年度	4 年度	5 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	10.6	11.2	10.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	67.9	61.4	58.6	350.0	

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない（＝黒字である）ため、記載すべき比率がないことを表している。

(3) 資金不足比率

各会計とも資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

	会計の名称	3 年度	4 年度	5 年度	経営健全化 基 準
地 方 公 営 企 業 法 適 用 企 業	ガス事業会計	—	—	—	20.0%
	水道事業会計	—	—	—	
	工業用水道事業会計 (令和4年度末で廃止)	—	—		
	病院事業会計	—	—	—	
	下水道事業会計	—	—	—	

※「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

2 各指標の状況

(1) 実質赤字比率

市の財政の主要な部分である一般会計及び一部の特別会計（以下「一般会計等」という。）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。当市では、一般会計及び工業用水道事業清算特別会計が対象となる。

○ 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。なお、臨時財政対策債発行可能額を含む。

○ 一般会計等の実質収支（実質赤字）額の状況

実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額であり、これがマイナスの場合、実質赤字となる。

一般会計等の5年度の実質収支は、次のとおりである。

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	108,767,363	103,667,140	5,100,223	930,586	4,169,637
工業用水道事業清算 特別会計	147,274	147,274	0	0	0
合 計	108,914,637	103,814,414	5,100,223	930,586	4,169,637

○ 実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は4,169,637千円の黒字となっており、実質赤字は生じていない。よって、5年度決算に基づく実質赤字比率も生じていない。

なお、実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分		3 年 度	4 年 度	5 年 度
実 質 収 支 額	一般会計	4,784,600	5,697,889	4,169,637
	工業用水道事業清算 特別会計			0
	合 計	4,784,600	5,697,889	4,169,637
標準財政規模		59,546,793	58,275,251	59,006,958
実質赤字比率 (%)		—	—	—
早期健全化基準 (%)		11.25		
財政再生基準 (%)		20.00		

(2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を加味し、市全体の収支の状況を把握するための指標である。

○ 算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、連結実質赤字額とは、以下の①+②の額が③+④の額を超える場合、当該金額を超える額を指す。

①	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
③	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

①、②実質赤字額及び資金不足額を生じた会計はない。

③ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質収支（実質黒字）額の状況

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	108,767,363	103,667,140	5,100,223	930,586	4,169,637
工業用水道事業清算 特別会計	147,274	147,274	0	0	0
小 計	108,914,637	103,814,414	5,100,223	930,586	4,169,637
国民健康保険特別会計	16,476,241	16,335,294	140,947	0	140,947
診療所特別会計	357,567	357,567	0	0	0
介護保険特別会計	24,223,857	23,704,012	519,845	0	519,845
後期高齢者医療特別会計	2,454,923	2,406,756	48,167	0	48,167
小 計	43,512,588	42,803,629	708,959	0	708,959
合 計	152,427,225	146,618,043	5,809,182	930,586	4,878,596

一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計で実質赤字額を生じた会計はなく、実質黒字額の合計は4,878,596千円であった。

④ 公営企業会計の資金不足額又は剰余額の状況

■地方公営企業法適用企業

(単位：千円)

	会 計 名	流 動 負債等 (※1) (A)	算 入 地方債 (B)	流 動 資産等 (※2) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	ガス事業会計	241,864	0	2,938,088	0	△ 2,696,224
	水道事業会計	888,488	0	11,710,096	0	△ 10,821,608
	病院事業会計	244,484	0	870,289	0	△ 625,805
	下水道事業会計	688,923	0	719,201	0	△ 30,278

(合計)

△ 14,173,915

(※1) 流動負債等＝流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

(※2) 流動資産等＝流動資産の額－控除財源－控除額

(※3) 資金剰余額が生じている場合は負の値で表示される。

全ての公営企業会計において資金不足額はなく、資金剰余額の合計は14,173,915千円であった。

○連結実質赤字比率

5年度決算は、いずれの会計においても実質赤字額及び資金不足額は生じていない。よって、次のとおり算式に基づく連結実質赤字比率も生じていない。

①一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質赤字を生じた会 計の実質赤字の合計額	②公営企業の特別会計のう ち、資金不足額を生じた会計 の資金不足額の合計額	③一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質黒字を生じた会 計の実質黒字の合計額	④公営企業の特別会計のう ち、資金剰余額を生じた会計 の資金剰余額の合計額
- 円 (実質赤字を生じた会計なし)	- 円 (資金不足を生じた会計なし)	4,878,596 千円	14,173,915 千円

なお、連結実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額		
	3 年 度	4 年 度	5 年 度
一般会計	4,784,600	5,697,889	4,169,637
工業用水道事業清算特別会計			0
国民健康保険特別会計	112,653	10,330	140,947
診療所特別会計	0	0	0
介護保険特別会計	86,086	465,138	519,845
後期高齢者医療特別会計	36,290	37,671	48,167
ガス事業会計	3,247,264	3,364,443	2,696,224
水道事業会計	11,228,808	11,615,919	10,821,608
工業用水道事業会計（令和4年度末で廃止）	111,791	117,876	
病院事業会計	1,129,628	776,859	625,805
下水道事業会計	161,786	210,125	30,278
合 計	20,898,906	22,296,250	19,052,511
標準財政規模	59,546,793	58,275,251	59,006,958
連結実質赤字比率（％）	－	－	－
早期健全化基準（％）	16.25		
財政再生基準（％）	30.00		

(3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充てられたものの標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。公債費等は市の財政圧迫要因の一つであり、こうした観点から資金繰りの程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

① 元利償還金

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
一般会計等に係る公債費 (A)	14,263,488	17,720,012	14,002,785
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 (B)	2,099,664	4,010,534	2,459,277
満期一括償還地方債の元金に係る分 (C)	0	0	0
地方債の利子支払金のうち、減債基金の運用利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの (D)	0	0	0
合 計 (A) - (B) - (C) - (D)	12,163,824	13,709,478	11,543,508

② 準元利償還金

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	4,004,916	4,147,585	4,184,666
診療所特別会計	2,533	3,516	3,753
ガス事業会計	0	0	0
水道事業会計	174,993	173,448	220,391
病院事業会計	86,785	100,866	104,063
下水道事業会計	3,740,605	3,869,755	3,856,459
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	197,031	205,175	189,442
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	112,919	94,559	94,493
一時借入金の利子 (基金の繰替運用等に係るものを除く)	172	891	1,886
合 計	4,315,038	4,448,210	4,470,487

③ 特定財源

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
国や県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	9,832	11,332	12,752
公営住宅使用料	76,113	70,721	45,093
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	910,455	940,173	950,578
その他	175,900	0	0
合 計	1,172,300	1,022,226	1,008,423

④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,088,274	2,987,477	2,995,299
災害復旧費等に係る基準財政需要額	7,304,052	7,298,091	7,178,439
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	261,884	255,803	248,668
合 計	10,654,210	10,541,371	10,422,406

○実質公債費比率

上記の数値から、各年度決算に基づく実質公債費比率（単年）を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

	<table><tr><td>元利償還金</td><td>準元利償還金</td><td>特定財源</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>12, 163, 824</td><td>4, 315, 038</td><td>1, 172, 300</td><td>10, 654, 210</td></tr></table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12, 163, 824	4, 315, 038	1, 172, 300	10, 654, 210	)		
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額									
12, 163, 824	4, 315, 038	1, 172, 300	10, 654, 210									
(3 年度)				=	9. 51546%							
	<table><tr><td>標準財政規模</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>59, 546, 793</td><td>10, 654, 210</td></tr></table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59, 546, 793	10, 654, 210	-						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
59, 546, 793	10, 654, 210											
	<table><tr><td>元利償還金</td><td>準元利償還金</td><td>特定財源</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>13, 709, 478</td><td>4, 448, 210</td><td>1, 022, 226</td><td>10, 541, 371</td></tr></table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13, 709, 478	4, 448, 210	1, 022, 226	10, 541, 371	)		
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額									
13, 709, 478	4, 448, 210	1, 022, 226	10, 541, 371									
(4 年度)				=	13. 81428%							
	<table><tr><td>標準財政規模</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>58, 275, 251</td><td>10, 541, 371</td></tr></table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	58, 275, 251	10, 541, 371	-						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
58, 275, 251	10, 541, 371											
	<table><tr><td>元利償還金</td><td>準元利償還金</td><td>特定財源</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>11, 543, 508</td><td>4, 470, 487</td><td>1, 008, 423</td><td>10, 422, 406</td></tr></table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11, 543, 508	4, 470, 487	1, 008, 423	10, 422, 406	)		
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額									
11, 543, 508	4, 470, 487	1, 008, 423	10, 422, 406									
(5 年度)				=	9. 43338%							
	<table><tr><td>標準財政規模</td><td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td></tr><tr><td>59, 006, 958</td><td>10, 422, 406</td></tr></table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59, 006, 958	10, 422, 406	-						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
59, 006, 958	10, 422, 406											

これを3か年の平均でみた場合の実質公債費比率は次のとおりとなる。

(単位：％)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度	3 か年平均
実質公債費比率	9.51546	13.81428	9.43338	10.9

5年度決算に基づく実質公債費比率（3か年平均）は10.9%であり、前年度に比べ0.3ポイント低下し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、3か年平均の3年度からの推移は、次のとおりである。

(単位：％)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)			早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		3 年度	4 年度	5 年度		
元年度	11.87587	10.6			25.0	35.0
2 年度	10.46883					
3 年度	9.51546		11.2			
4 年度	13.81428			10.9		
5 年度	9.43338					

(4) 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものである。市の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来における財政圧迫の可能性を示すものである。

比率の算定においては、地方債の現在高や退職手当負担見込額のほか、第三セクター等に対する負担見込額等も対象となる。

○ 算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - (\text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{⑤元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

① 将来負担額

将来負担額は、次のアからクまでの合計額により算出される。

(単位：千円)

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
ア	一般会計等の地方債残高	120, 104, 845	112, 670, 000	105, 539, 733
イ	債務負担行為に基づく支出予定額	303, 908	226, 950	3, 925
ウ	一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	59, 857, 014	56, 227, 259	55, 279, 890
エ	組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	657, 006	461, 193	414, 213
オ	退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	11, 879, 546	12, 013, 884	12, 662, 016
カ	設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額	10, 576	26, 994	△ 1, 900
キ	連結実質赤字額	0	0	0
ク	組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額	0	0	0
合 計		192, 812, 895	181, 626, 280	173, 897, 877

アからカまでの内訳は次のとおりである。

ア 一般会計等の地方債残高

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
一般会計	120, 104, 845	112, 670, 000	105, 539, 733
工業用水道事業清算特別会計			0
合 計	120, 104, 845	112, 670, 000	105, 539, 733

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	期間	5 年度末 限度額	3 年度末	4 年度末	5 年度末
デイサービスセンター大潟及びグループホーム大潟建設資金元利償還金	H17-R6	108,788	11,775	7,850	3,925
厚生連上越総合病院の機能強化及び建設費借入金の利子補給補助金	H18-R5	—	292,133	219,100	0
合 計			303,908	226,950	3,925

ウ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
国民健康保険特別会計	0	0	0
診療所特別会計	9,854	8,237	6,035
介護保険特別会計	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	0	0	0
ガス事業会計	0	0	0
水道事業会計	1,313,636	1,209,179	1,103,204
工業用水道事業会計（令和4年度末で廃止）	0	0	
病院事業会計	737,835	814,660	874,700
下水道事業会計	57,795,689	54,195,183	53,295,951
合 計	59,857,014	56,227,259	55,279,890

エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
上越地域消防事務組合	657,006	461,193	414,213
合 計	657,006	461,193	414,213

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
将来負担額（千円）	11,879,546	12,013,884	12,662,016
参 考	一般職・一般会計等対象職員数(人)	1,849	1,819
	特別職・一般会計等対象職員数(人)	3	4
	一般職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	111	112
	特別職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	1	1
	職員数計(人)	1,964	1,936

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
第三セクター等	10,576	26,994	△ 1,900
合 計	10,576	26,994	△ 1,900

② 充当可能基金額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
財政調整基金	8,682,355	7,598,599	5,641,008
まちづくり基金	2,276,850	2,276,850	2,276,850
介護保険財政調整基金	783,809	754,180	915,067
国民健康保険財政調整基金	912,562	915,188	807,141
社会福祉施設整備基金	449,135	450,730	451,961
その他 ※()内は基金の数	554,069 (10)	423,613 (11)	840,115 (11)
合 計	13,658,780	12,419,160	10,932,142

③ 特定財源見込額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
国庫支出金等	0	0	0
地方債を財源とする貸付金の償還金	12,684	6,352	0
公営住宅の賃貸料等	389,196	364,269	291,155
都市計画税収	13,203,494	12,575,046	12,119,353
その他	798,017	777,631	777,594
合 計	14,403,391	13,723,298	13,188,102

④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
1 消防費	310,933	283,033	263,054
2 道路橋りょう費	20,297	6,236	1,682
3 (1) 港湾費 (港湾)	0	0	0
(2) 港湾費 (漁港)	31,918	27,718	23,961
4 都市計画費	0	0	0
5 公園費	1,970	230	0
6 下水道費	43,537,480	41,710,815	40,018,349
7 その他の土木費	412,774	393,365	384,561
8 小学校費	740,405	757,438	702,796
9 中学校費	479,893	463,325	483,855
10 高等学校費	0	0	0
11 社会福祉費	9,985	0	0
12 保健衛生費	1,638,455	1,536,963	1,320,970
13 こども子育て費			0
14 高齢者保健福祉費	0	0	0
15 清掃費	27,496	52,422	66,166
16 農業行政費	23,079	22,820	25,990
17 林野水産行政費	1,011	0	0
18 (1) 地域振興費 (人口)	1,036,875	1,092,786	1,361,648
(2) 地域振興費 (面積)	26,375	25,865	24,955
19 公債費	83,241,456	79,757,098	76,587,005
合 計	131,540,402	126,130,114	121,264,992

⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,088,274	2,987,477	2,995,299
災害復旧費等に係る基準財政需要額	7,304,052	7,298,091	7,178,439
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	261,884	255,803	248,668
合 計	10,654,210	10,541,371	10,422,406

○将来負担比率

前述の数値から将来負担比率を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
173,897,877	10,932,142	13,188,102	121,264,992
)			
= 58.6%			
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
59,006,958	10,422,406		
-			

5 年度決算に基づく将来負担比率は 58.6%であり、前年度と比べ 2.8 ポイント低下している。
また、早期健全化基準の 350.0%以下である。

将来負担比率及び将来負担額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

	将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	標準財政規模 (C)	算入公債費等 (D)	将来負担比率 (A-B) / (C-D)	早期健全化 基 準
3 年度	192,812,895	159,602,573	59,546,793	10,654,210	67.9	350.0
4 年度	181,626,280	152,272,572	58,275,251	10,541,371	61.4	
5 年度	173,897,877	145,385,236	59,006,958	10,422,406	58.6	

(5) 資金不足比率

公営企業に係る特別会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。
公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額及び事業の規模の算出方法は以下のとおりであり、地方公営企業法適用企業と非適用企業で算出方法が異なる。

① 資金不足額

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産) －解消可能資金不足額
地方公営企業法非適用企業	歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 －(歳入額＋翌年度に繰り越すべき財源)－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。資金不足額がないときは0円となる。

② 事業の規模

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	営業収益の額－受託工事収益の額
地方公営企業法非適用企業	営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する額

○資金不足比率

各会計の資金不足比率は以下のとおりである（資金不足額・剰余額の算出については6ページ参照）。5年度決算の公営企業会計全てにおいて、資金不足額は生じていないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円・%)

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (B)/(A)	経営健全化 基 準
適 用 企 業 法	ガス事業会計	—	5,628,099	—	20.0
	水道事業会計	—	4,603,250	—	
	病院事業会計	—	2,179,264	—	
	下水道事業会計	—	3,541,830	—	

※「資金不足額(A)」欄において、資金不足額が生じていない場合は「—」と表示し、この場合資金不足比率は算定されない。

参考 令和４年度決算 新潟県内各市町村の状況

(単位：％)

都市名	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足比率
上越市	—	—	11.2	61.4	—
新潟市	—	—	11.7	126.7	—
長岡市	—	—	6.5	66.6	—
三条市	—	—	15.0	84.5	—
柏崎市	—	—	9.6	13.7	—
新発田市	—	—	7.1	59.6	—
小千谷市	—	—	10.1	20.8	—
加茂市	—	—	9.3	84.4	—
十日町市	—	—	12.6	101.9	—
見附市	—	—	11.8	100.5	—
村上市	—	—	11.7	78.8	—
燕市	—	—	13.2	88.9	—
糸魚川市	—	—	11.5	65.2	—
妙高市	—	—	7.0	—	—
五泉市	—	—	6.9	36.6	—
阿賀野市	—	—	9.3	75.0	—
佐渡市	—	—	11.9	120.1	—
魚沼市	—	—	8.7	10.6	—
南魚沼市	—	—	11.6	4.1	—
胎内市	—	—	12.6	124.0	—
聖籠町	—	—	10.1	5.3	—
弥彦村	—	—	13.1	48.9	—
田上町	—	—	7.8	25.0	—
阿賀町	—	—	12.6	75.2	—
出雲崎町	—	—	8.9	—	—
湯沢町	—	—	7.2	30.3	—
津南町	—	—	11.1	27.8	—
刈羽村	—	—	△ 2.0	—	—
関川村	—	—	12.0	24.2	—
粟島浦村	—	—	5.3	3.3	—
市町村平均 (県平均)	—	—	10.6	81.4	—
市区町村平均 (全国平均)	—	—	5.5	8.8	—

※新潟県資料に基づき作成

実質公債費比率、将来負担比率の平均は加重平均